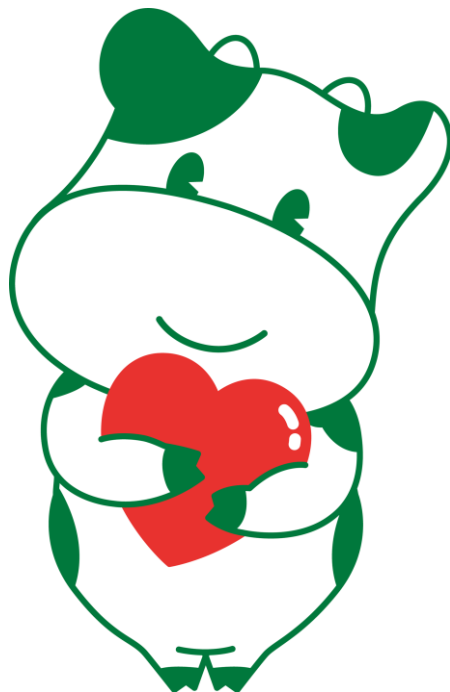


生活支援「たんぽぽ」



利用のしあい



生活支援たんぽぽとは？

組合員が「困った時はお互いさま」の気持ちを大切に、自分のできる範囲で無理なく助け合う活動です。活動メンバーとして登録した組合員が、日常生活で困っている組合員のお手伝いをおこないます。

～無理のない活動をしましょう。納得してから利用しましょう～

■利用組合員

- ・組合員であれば利用組合員になれます。
- ・利用される方は、助け合い活動事務局までご連絡ください。

■活動メンバー

- ・組合員であれば活動メンバーになれます。
- ・活動できる方は助け合い活動事務局までご連絡ください。活動メンバーとして登録します。

■エリアコーディネーター

- ・利用組合員と活動メンバーをつなぐ役割として活動しています。

■助け合い活動事務局はパルシステム茨城 栃木 地域活動推進部が担当します。

このきまりごとは、パルシステム茨城 栃木の助け合い活動を円滑にすすめるためのものです。

同じ組合員どうし、よき仲間としてお互いに生き方を学び合い、尊敬し合える対等な立場で、地域の中で助け合いの活動を育てていきましょう。

1. 生活支援「たんぽぽ」活動内容

～実際におこなう様々な活動内容です～ まずはご相談ください。

家事支援	掃除・洗濯・買い物・食事づくり・ゴミの分別やゴミ出しなど
介助支援	買い物・散歩や話し相手・外出や通院の付き添いなど
託児支援	子どもの遊び相手・子どもの世話・保育園等の送り迎えなど
その他	花・木の世話・草取りなど

●年齢・障がいの有無にかかわらず、困ったときには、どなたでも利用できます。

その他の注意事項

※高齢者や病気の方の介護など専門的な技術を要する事、入院患者の付き添いや介護、活動メンバーの車に利用組合員を同乗させての送迎や買物は行えません。また、利用組合員の車に活動メンバーを同乗させることもできません。

※利用組合員に代わり、役所や金融機関等での諸手続き、預貯金の預入や現金の引出等もできません。

※その他内容や活動メンバーが不在のエリアでは受けられないこともありますので、予め了承ください。

買い物

◆活動メンバーは「何を、どのくらい、どこで買うか」を確認し、メモをしてから出かけます。

◆不必要なトラブルを避けるため、金銭に関する取り扱いには充分注意しましょう。「現金お預かり書」に記入し、お金の預かり戻しはお互いにはっきりと確認します。

◆レシート・領収書は必ず受け取りましょう。

◆買い物に行く際の交通費は、利用者組合員の負担になります。

◆お金の立て替えはしません。依頼された物品がなかった時や、預かった金額では不足する場合は、活動メンバーは自己判断せずにもう一度、利用組合員に何を優先して購入するか確認します。

料理

◆献立、味付け、好き嫌い、食事制限、食物アレルギーの有無などを確認します。

◆献立は、なるべく利用組合員が決めてください。

◆材料の範囲内で料理をします。

◆活動メンバー個人の持ち出しなどの過剰なサービスはしません。

◆火の元の確認は必ず行ないます。利用組合員にも確認してもらいます。

掃除

- ◆家庭により、やり方に違いがあります。活動メンバーは掃除の方法、用具、範囲などやり方を聞いて行ないます。
- ◆他人に入ってほしくない部屋や、そのままにしてほしい所など、事前に活動メンバーにお伝えください。
- ◆不要なものと思っても、必ず確認してから処分します。
- ◆棚やタンス、書類などの整理は、特に事前によく確認してから行ないます。
- ◆汚れを落とすのに無理はしないようにします。(剥がれたり、壊れたりする可能性があります)
- ◆用具類等、使ったものは元に戻します。

洗濯

- ◆洗濯方法、用具、洗剤などについて確認します。
- ◆色落ちの有無、型くすれの有無など、品質表示を確かめ、不安なものは利用組合員に確認します。
- ◆干す場所、干し方、乾いていない物の処理の仕方、乾燥機の使用方法、たたみ方、収納の仕方など確認します。

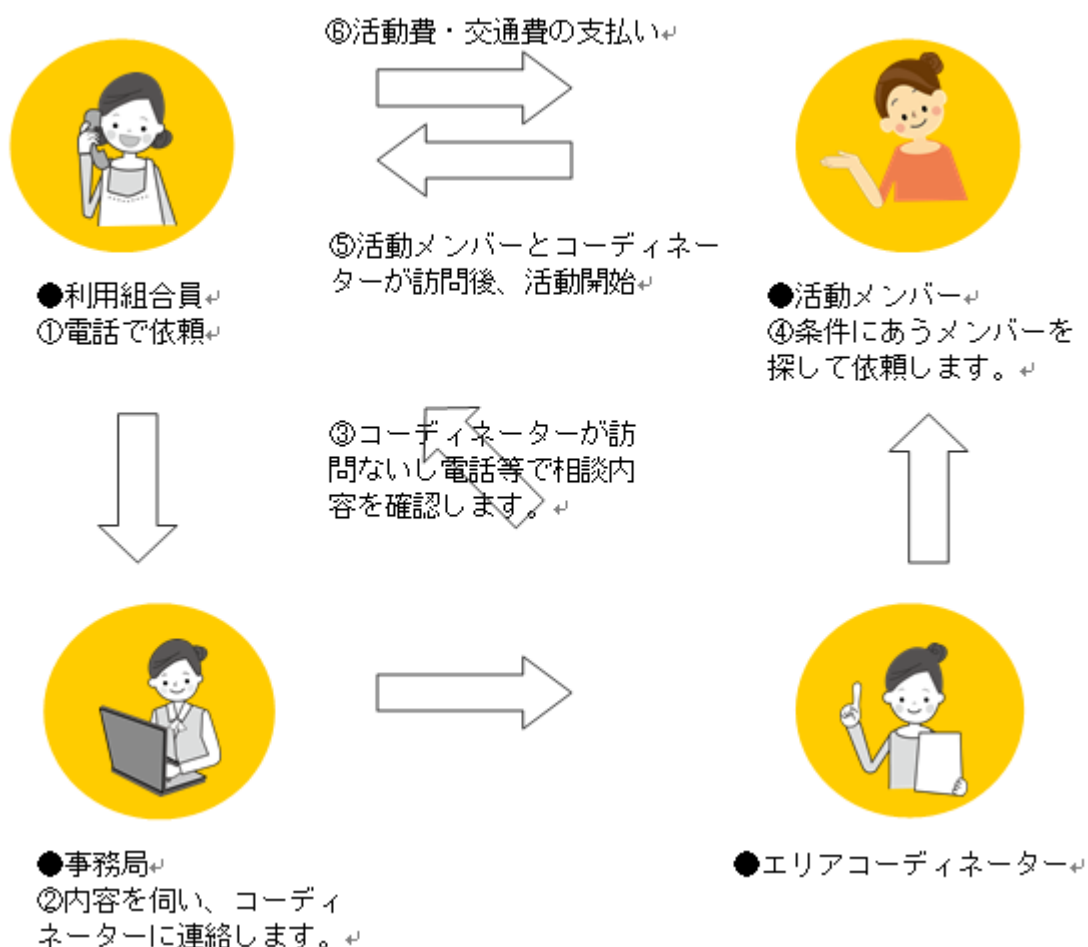
話し合い手

- ◆話し上手より、聞き上手になります。
- ◆一定の距離をおいて、決して深く立ち入らないようにします。
- ◆相手のプライドを傷つけるような言動は慎みます。
- ◆言葉は分かりやすく、外来語や流行語の乱用に気をつけます。

外出・散歩・通院の付き添い

- ◆活動メンバーの車に利用組合員を同乗させることはできません。また、利用組合員の車に活動メンバーが同乗することもできません。
- ◆道順を確認し、車や段差に充分注意します。
- ◆外出の際の交通費は、利用組合員の負担になることを確認します。

2. 生活支援「たんぽぽ」利用の流れ



- ①助け合い活動事務局へ利用内容や希望日時についてお電話ください。
- ②助け合い活動事務局からエリアコーディネーターへ依頼内容を伝えます。
※エリアコーディネーターも組合員です。利用組合員と活動メンバーをつなぐ役割として活動しています。
- ③利用組合員の依頼内容の確認のため、エリアコーディネーターがお電話や訪問をします。
- ④依頼内容をもとに、エリアコーディネーターが活動メンバーを探します。
- ⑤活動メンバーが見つかりましたら、活動メンバーとエリアコーディネーターが利用組合員宅で事前の打ち合わせを行い、活動を開始します。
※打ち合わせまでに、助け合い活動事務局が送付した利用登録用紙に必要事項の記入をお願いします。
- ⑥活動が終わりましたら、利用組合員から活動メンバーに活動費・交通費を支払います。

＜エリアコーディネーター訪問時のお願い＞

- ・依頼者と利用組合員が異なる場合は、必ず双方の同席をお願いいたします。
- ・ファミリーサポートやシルバー人材センター等、他の団体にも依頼している場合は、その旨をエリアコーディネーターにお伝えください。

＜活動当日のお願い＞

- ・コーディネート時に決めた時間・活動内容を守ってください。当日の急な活動追加はお引き受けできません。時間や活動内容の変更や活動追加がございましたら、事前に助け合い活動事務局へご連絡ください。
- ・利用組合員の都合により、当日のキャンセルがあった場合は、キャンセル料が発生します。

3. 利用時間

- ◆活動時間は利用組合員宅に着いた時間から、利用組合員宅を出た時間までとします。ただし、活動メンバーが買い物をしてから利用組合員宅に出向く場合は、買い物を始める時間から活動時間となります。
- ◆活動時間は1時間からとし、それ以後の活動時間は30分単位とします。なお、15分を超えた場合は30分として計算します。
- ◆活動は原則として平日(月曜日～金曜日)の午前9時から午後5時までとします。
- ◆1日の活動時間は原則として4時間までとします。
- ◆昼食は原則として弁当を持参し、活動時間には含まれません。

4. 活動代金について

- ◆活動費は1時間900円とし、土曜・日曜・祝祭日及び時間外活動については、1時間1000円とします。
- ◆8/13～8/16は原則としてお休みですが、この期間中に活動した場合の活動費は1時間1000円とします。年末年始の休業期間については、生協の休業日に準じて設定いたします。
- ◆ゴミ出しは1回500円とし30分以内の活動とします。
- ◆その日の活動時間分の活動費と交通費実費を活動メンバーに直接支払います。
- ◆活動が長期にわたる場合は、活動メンバーを交代することもあります。

5. 利用のキャンセル・変更・中止について

①利用のキャンセルについては、速やかに助け合い活動事務局（エリアコーディネーター）までご連絡ください。

※利用の前日午後5時以降にキャンセルが発生した場合は、1時間分のキャンセル料 900 円がかかります。また、当日活動メンバーが利用組合員宅へ行った場合は、交通費もかかります。

※利用日が月曜日の場合は、日曜日 17 時までにメールにキャンセルの連絡をお願いします。17 時以降はキャンセル料 900 円が発生しますのでご了承ください。

連絡先 E メール:ibaraki-kumiaiinkatudoubu@pal.or.jp 電話番号:0120-303-169

②時間の変更も前日午後 5 時までに助け合い活動事務局へ連絡してください。活動メンバーの了承が得られた場合、活動可能となります。

③当日の利用組合員の都合による時間短縮は、事前にお約束した依頼内容の時間分の利用料金がかかります。

④例外として、下記の場合は活動中止となり、利用料金は発生しません。

※公共交通機関が止まるような悪天候の場合。

※利用組合員・活動メンバーやそのご家族が、感染症（下記参照）や伝染病にかかっている場合。感染が判明した際は、速やかに助け合い活動事務局へお知らせください。キャンセルの連絡がない、または連絡が遅れたことにより、利用組合員宅へ活動メンバーが到着してしまった場合は、往復の交通費のみご負担いただきます。

活動中止となるケース	再開の目安
① 活動メンバー、利用者組合員本人がインフルエンザや新型コロナウイルスに感染している場合、および解熱後3日以内の場合	① 解熱後 4 日目から活動、利用を再開できます。
② 活動メンバー、利用組合員と同居する家族がインフルエンザや新型コロナウイルスに感染している場合、および解熱後3日以内の場合	② 解熱後 4 日目から活動、利用を再開できます。
③ 活動メンバー、利用組合員本人がその他の感染症・伝染病（※）にかかった場合	③ 行政、医師の指導に従い、完治しましたら活動、利用を再開できます。
④ 活動メンバー、利用組合員と同居する家族がその他の感染症・伝染病（※）にかかった場合	④ 行政、医師の指導に従い、完治しましたら活動、利用を再開できます。
⑤ 活動メンバー、利用組合員のお子さんの学級が学級閉鎖となった場合	⑤ 学級閉鎖が終わり次第、活動・利用を再開できます。
⑥ 行政指導があった場合	⑥ 活動中のメンバー、利用組合員へコデー

	ィネーターまたは事務局より連絡いたします。(※)
--	--------------------------

(※) その他感染症・伝染病について
よくある例) 溶連菌感染症、手足口病、とびひ、ヘルパンギーナ、ノロウィルス、
ロタウィルス、流行性嘔吐下痢症 他

6. 生活支援「たんぽぽ」の約束

お互いに対等平等な立場で

◆利用する人も活動する人も同じ組合員です。お互いに「受け入れ」「受け入れられる」よう努め、あたたかな信頼関係を大切にしましょう。

できることは、なるべく自分で

◆「生活支援たんぽぽ」の活動は有料ですが、生協の仲間を思いやる活動で、職業としての“仕事”ではありません。利用組合員もまずは自分で努力してみましょう。その上で、できないことを活動メンバーがお手伝いします。

個人情報・知りえた情報の保護について

◆活動中に知り得た個人に関する情報は絶対に他者には話さない。信頼関係を築いていくうえで欠かすことのできない大事なことです。相手の立場に自分を置いて考えましょう。

※個人情報保護法という法律があります。個人情報とは、個人が特定できるもの(氏名、電話、住所、メールアドレス、年齢、資格、家族構成、職場名など)を言います。病歴や身体状況、家の様子や生活などの情報も同様です(守秘義務)。生活支援の活動を行なう際には、利用組合員の個人情報も扱います。個人情報の漏洩は犯罪につながる可能性がありますので、以下のことに注意して保護に努めます。

- ①個人情報・知りえた情報は取得するときの目的以外には利用しません。
- ②個人情報・知りえた情報はエリアコーディネーター、助け合い活動事務局以外には教えません。
- ③個人情報・知りえた情報が記載されている書類等は紛失しないように注意します。
- ④使用しなくなった個人情報・知りえた情報は助け合い活動事務局に返却します。
- ⑤利用組合員・活動メンバー同士の連絡先の交換はしません。

約束の厳守

- ◆はじめに約束した活動時間、活動内容をお互いに守りましょう。
- ◆組合員同士の直接交渉はトラブルの原因となります。また、事故が起こった場合、生協で補償できない場合もありますので直接交渉はやめましょう。
- ◆活動の内容や時間は、事前に約束した依頼内容だけです。
- ◆活動内容・曜日・時間などの変更は、必ず助け合い活動事務局又はエリアコーディネーターを通してください。

安全対策を十分に

- ◆相手の安全を守ると共に自分の身を守ることも大切です。危険と思った事はやめましょう。
- ◆活動中に事故が起こり困ったときは、個人で処理せず助け合い活動事務局へ連絡しましょう。
- ◆台風、暴風雨、大雪など天候が著しく悪い時は、活動はお休みとします。

決められた活動費・交通費のみ

- ◆利用組合員も活動メンバーも活動費・交通費以外のお金や品物は受け取らないでください。
- ◆善意からであっても、「ものをもらう」「ものをあげる」「家から持参して活動に使う」などという事はしないでください。

移動のための交通機関は

- ◆活動メンバーは、できるだけ公共の交通機関を使います。
- ◆活動にかかる交通費は、利用組合員が活動メンバーに支払います。

具体的な活動の場で

- ◆トイレや洗面所等をお借りすることがあります。

活動や物品の斡旋の禁止

- ◆宗教、政治的信条などの勧誘、金銭の貸し借り、物品の売買、贈答はやめましょう。

自分のために

- ◆様々な人たちの生き方、考え方に触れることで学びがあります。
- ◆それでも考え方の違いで不安を感じたり、悩んだ時は助け合い活動事務局に相談して下さい。

<注意事項>

パルシステム茨城 栃木の生活支援たんぼぼの利用に際して、利用者組合員が被った損害について、その損害が当生協の責めに帰すべき事由ではなかった場合、当生協は一切賠償の責任を負いません。

また、利用のしおりに反する事実が明らかになった時は、活動及び利用資格を取り消すこともあります。

生協福祉活動保険について

パルシステム茨城 栃木の支援活動に登録している活動メンバーの方が、万が一の事故(傷害事故・賠償責任事故)にあってしまった際の補償として「生協福祉活動保険」に加入しています。

※ 補償金額

補 償 区 分		補 償 金 額	
見舞金制度	死亡・後遺障害		700 万円
	入院日額		4,500 円
	通院日額		2,500 円
賠償による 補償制度	身体賠償(免責：1,000 円)	1 名	1 億円
		1 事故	2 億円
	財物賠償(免責：1,000 円)	1 事故	1,000 万円
	預かり物賠償(免責：1,000 円)	保険期間通算	1,000 万円

※ 賠償の対象者

パルシステム茨城 栃木の組合員で助け合い活動事務局に登録されているすべての活動メンバー(活動日数が把握できること)が対象となります。なお、賠償補償においては生協が法律上の賠償責任を負担した場合も対象となります。

※ 補償内容

1. 見舞金制度(ケガの補償制度)

活動メンバーが活動中及び活動場所と自宅との往復において事故でケガをした、亡くなられた場合に補償します。(病気や地震等の天災によるケガは補償の対象となりません)
活動中であっても、お車による賠償事故は、この保険の補償の対象にはなりません。ただし、活動中に組合員がケガをされた場合、ケガのみ補償制度の対象となります。

2. 賠償による補償制度

活動メンバーが活動中の事故により利用組合員や第三者に対して傷害を与えた場合、生協が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。

※ 補償の対象となる事故例

1. 見舞金制度

- 活動中、階段を踏み外して骨折した。
- 活動中、包丁で指を切ってしまった。
- 活動に行く途中、車にはねられてケガをした。

2. 賠償による補償制度

- 活動に行く途中、自転車で他人にぶつかりケガをさせてしまった。
- 活動中、掃除をしていて置物を落として割ってしまった。
- 活動中、不注意でお年寄りの方にケガをさせてしまった。
- 提供した食事が原因で食中毒が発生してしまった。
- 買い物に行った際に預かった財布を落としてしまった。

お問い合わせ

パルシステム茨城 栃木 地域活動推進部

生活支援「たんぽぽ」託児支援「ひまわり」事務局

〒310-0022 茨城県水戸市梅香 2-1-39

フリーダイヤル／0120-303-169

FAX／029-227-2235

E-mail：ibaraki-kumiaiinkatudoubu@pal.or.jp

■受付時間 9：00～17：30(月～金) ※土・日は休み



2026 年 4 月 1 日改定